

岩手県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ニコニコ薬局	北上市中野町一丁目10番29号	平成26年1月9日
なでしこ薬局	一関市銅谷町2番9号	平成26年2月10日